

松塩筑木曾老人福祉施設組合 障がい者雇用の状況

1 障がい者雇用の状況【障害者雇用率の状況】

- 障害者雇用促進法の規定に基づく、令和2年6月1日現在の「障がい者である職員の任免に関する状況」は次表のとおりとなりました。
- 実雇用率は、2.51%となり、法定雇用障害者数に不足はありませんでした。

障がい者である職員の任免に関する状況

※表中のかっこ内の数値は、令和元年6月1日現在のもの。

法定雇用障害者数の算定の根拠となる職員数(人) ① ※注1	法定雇用率(%) ②	法定雇用障害者数(人) ③ (①×②)	障害者の数(人) ※注2		不足数(人) ⑤ ※注3 (③-④)	実雇用率(%) ⑥ (④/①)
			④	実人数 (④)		
538.0 (342.0)	2.5 (2.5)	13 (8)	13.5 (9.0)	12.0 (7.0)	0.0 (0.0)	2.51 (2.63)

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ④欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人をもって2人に相当するものとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人に相当するものとしてそれぞれカウントしている。

注3 ⑤欄の「不足数」とは、①欄の職員数に②の法定雇用率を乗じて得た数（③（1未満の端数切捨て））から④欄の「障害者の数」を減じて得た数である。

2 今後の取組

- 人事評価や障害者である職員を対象としたアンケートの実施結果を踏まえ、配置された職員の定着に向けて、環境整備等の在り方について障害者雇用推進チームを中心に検討していきます。
- 全ての職員が障がいに対する理解を深めるため、職員向けの指導等を実施していきます。